

○無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を改正する省令案新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第二号第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式(第4条、第12条関係)(実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)</p> <p>(様式略)</p> <p>注1～24 (略)</p> <p>25 24の欄の記載は、次によること。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 2575MHzを超え2595MHz以下の周波数の電波を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局にあつては、無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準(昭和25年電波監理委員会規則第12号)第3条第2号に規定する受けようとする免許の対象区域の公共の福祉の増進に寄与する計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。</u></p> <p><u>(12) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。</u></p>	<p>別表第二号第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式(第4条、第12条関係)(実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)</p> <p>(様式略)</p> <p>注1～24 (略)</p> <p>25 24の欄の記載は、次によること。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。</u></p>